

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

この計画は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 5 条の規定に基づき、五戸町商工会区域内の小規模事業者が自然災害等に対する事前の備えと事後に早急な復旧等ができるように、当会及び当町並びに当村と共同して支援することを目的とする。

II 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当町の防災マップによると、町内を南西から北東へ縦断する五戸川流域が最大 10 m 未満の浸水が予想されているが、浸水区域はほとんどが水田となっており、商工業者の多くが店舗を構えている市街地では、浸水被害の可能性はほとんどない。しかし、市街地以外の地域では、切谷内地区、上市川地区の一部で 3.0 m 未満の浸水が予想されている。

当村の防災マップによると、村内を南西から北東へ縦断する五戸川流域が最大 5.0 m 未満の浸水が予想されており、商工業者の店舗が多い金ヶ沢地区の一部で 0.5 m 未満の浸水が予想されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町の防災マップによると、水田地帯に接している山林では土砂災害警戒区域となっているが、農用地帯であり主要道路が分断するような可能性が少ない。また、浅水地域、倉石地域では、一部の土砂災害警戒区域で主要道路を遮断する可能性があるが、迂回路により通行が確保される見込みである。

当村の防災マップによると、山間部の地域では、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が多くみられるが、村では青森県と共に土砂災害対策を進めている。商工業者の店舗が多い金ヶ沢地区の居住地の大部分は、警戒区域には含まれていない。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は、次のとおりとなっている。

当町は中央地域から東部地域の大部分が 6 % 以上 26 % 未満で浅水地域、倉石地域では 3 % 以上 6 % 未満となっている。

当村は 0.1 % 以上 3 % 未満、3 % 以上 6 % 未満、6 % 以上 26 % 未満の地域が混在している。

【感染症】

新型コロナウイルス感染症は、10 年から数十年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。現在の新型コロナウイルス感染症に関しては、次のとおり対策を講じている。

当町は、令和 2 年 4 月 7 日に五戸町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県内及び町内における発生状況の情報収集及び住民への情報提供を行うと共に町民へのワクチンの接種を進めており、町民の 2 回接種率は令和 3 年 12 月末時点で 92.1 % となっている。

当村は、令和 2 年 4 月 8 日に新郷村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県内及び村内における発生状況の情報収集及び住民への情報提供を行うと共にワクチンの接種を進めており、村民の 2 回接種率は令和 3 年 12 月末時点で 91.4 % となっている。

【その他】

近年の主な災害発生記録

<当町>

・平成 2 年 10 月 26 日 大雨

家屋浸水、公共土木施設被害、農業用施設被害、

- ・平成 3 年 9 月 2 8 日 台風 1 9 号 農産物被害
家屋半壊
- ・平成 1 1 年 1 0 月 2 8 日 大雨 家屋全壊、家屋浸水、公共土木施設被害、農業用施設被害、農産物被害
- ・平成 1 4 年 7 月 1 1 日 台風 6 号 家屋一部損壊、公共土木施設被害、農業用施設被害、農産物被害
- ・平成 6 年 1 2 月 2 8 日 三陸はるか沖地震 家屋一部損壊、公共土木施設被害、農業用施設被害、公共施設被害、農畜産物被害
- ・平成 2 3 年 3 月 1 1 日 東北地方太平洋沖地震 人的被害、公共土木施設被害、公共施設被害、農畜産物被害

<当村>

- ・平成 2 年 1 0 月 2 6 日 大雨 家屋全壊、公共土木施設被害、農業用施設被害、農産物被害
- ・平成 3 年 9 月 2 8 日 台風 1 9 号 家屋全壊、農業用施設被害、農産物被害
- ・平成 1 1 年 1 0 月 2 8 日 大雨 家屋浸水、公共土木施設被害、農業用施設被害、農産物被害
- ・平成 1 4 年 1 月 2 8 日 豪雪 農業用施設被害、森林被害、停電
- ・平成 6 年 1 2 月 2 8 日 三陸はるか沖地震 人的被害、家屋一部損壊、公共土木施設被害、農業用施設被害

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 6 4 4 人 (独自データ) ※R3. 10. 8 現在
- ・小規模事業者数 5 7 7 人 (独自データ) ※R3. 10. 8 現在

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	1 1 3	1 0 0	五戸町内、新郷村内に広く分布
製造業	6 6	5 3	五戸町内、新郷村内に広く分布
卸売・小売業	1 9 7	1 7 4	五戸町内、新郷村内とも中心部に集積
飲食店・宿泊業	8 0	8 0	五戸町内、新郷村内とも中心部に集積
サービス業他	1 8 8	1 7 0	五戸町内、新郷村内に広く分布

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・五戸町地域防災計画の策定 (平成 3 0 年 3 月修正)
- ・総合防災訓練の実施 (毎年)
- ・防災備品の備蓄
- ・五戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成 2 6 年 1 1 月作成)
- ・五戸町業務継続計画の策定 (令和 2 年 1 0 月作成)
- ・五戸町業務継続計画新型コロナウイルス感染症対応版の策定 (令和 2 年 1 0 月作成)
- ・ごのへ防災マップの作成 (令和 3 年 2 月作成)

2) 当村の取組

- ・新郷村地域防災計画の策定 (平成 2 6 年 3 月修正)
- ・総合防災訓練の実施 (隔年)
- ・防災備品の備蓄
- ・新郷村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成 2 6 年 8 月作成)
- ・しんごう防災マップ策定 (令和 3 年 3 月)

3) 当会の取組

- ・事業者BCP（事業継続計画）に関する国の施策の周知
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

Ⅲ 課題

現状では、自然災害による緊急時の取り組みについて漠然とした記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分とは言えず体制を整える必要がある。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会等職員が不足しているという課題が浮き彫りになっており、関係団体との連携が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅳ 目標

- ・地区内小規模事業者の自然災害リスクを把握するとともに、事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCPの作成など事前対策の必要性を周知し、事業者BCPは1年に1事業者以上の策定を目標とする。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町及び当村との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発症時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町及び当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・病気・感染症発生など、日々の様々な経営リスクから小規模事業者を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害とのリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水害災補償等の損害保険、共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報やホームページ及び町・村の広報紙やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について、指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和3年作成）

3) 関係団体等との連携

- ・提携先の青森県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等への取組状況の確認
- ・五戸町・新郷村事業継続力強化支援協議会（構成員：当町、当村、当会）を設立し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定し、当町及び当村との連絡の確認等を行う（訓練は、必要に応じて実施する。）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認の結果報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認したうえで当会と当町、当村とで共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、五戸町及び新郷村における各感染症対策本部設置状況等を勘案し、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町及び当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(例：職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等)
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担については、町・村と協議のうえ状況に応じて定める。
- ・大まかな被害状況を確認し、半日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「屋根がはがれる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と五戸町及び新郷村とは以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発生後の期間	情報共有回数
発生後～1 日	発生後、連絡つき次第
1 日 ～ 1 週間	1 日に 2 回
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回
1 ヶ月以降	変更のあった都度

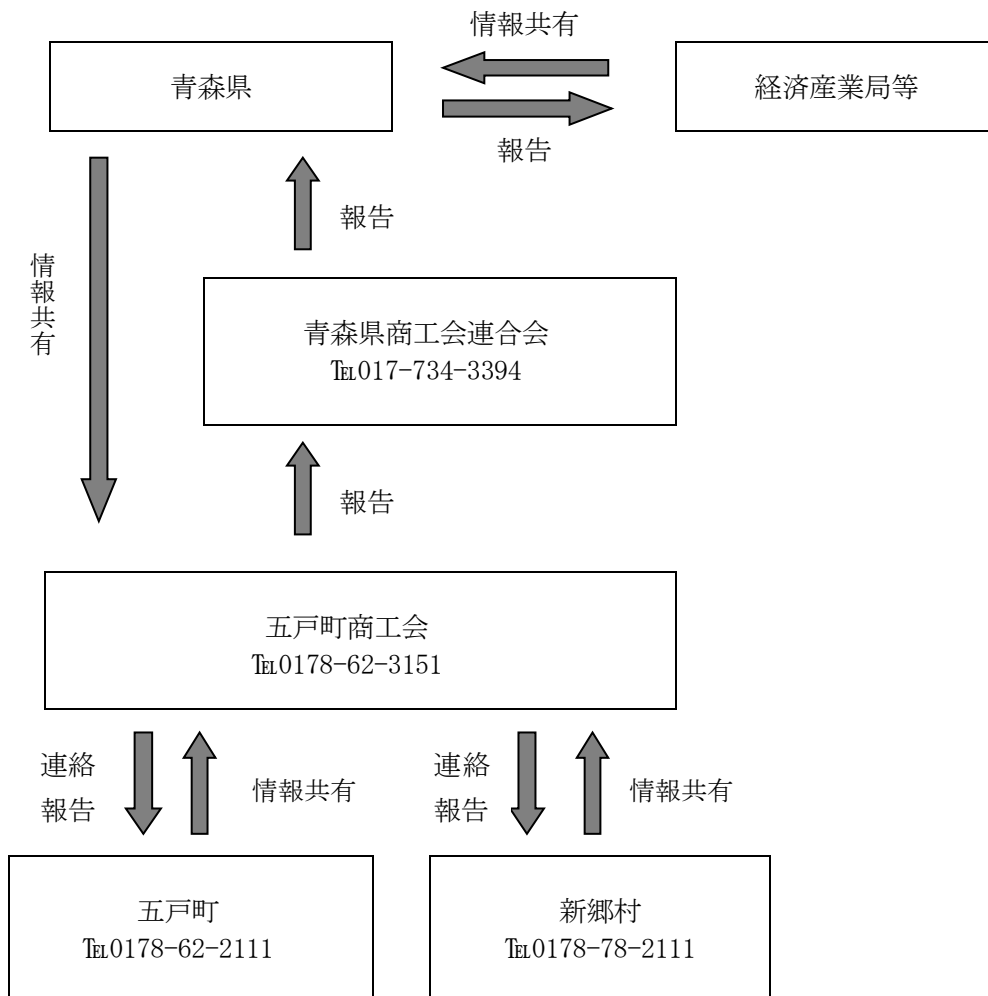
- ・「五戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「新郷村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時には、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被害地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当町及び当村は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算

定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当町及び当村とで共有した情報は、青森県の指定する方法により青森県商工会連合会を通して青森県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町及び当村が共有した情報を青森県が指定する方法により当会又は当町及び当村から青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を当町及び当村と当会が連携して確認する。
- ・ 相談窓口の開設方法について、五戸町及び新郷村と相談する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（五戸町商工会館）
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県や五戸町、新郷村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

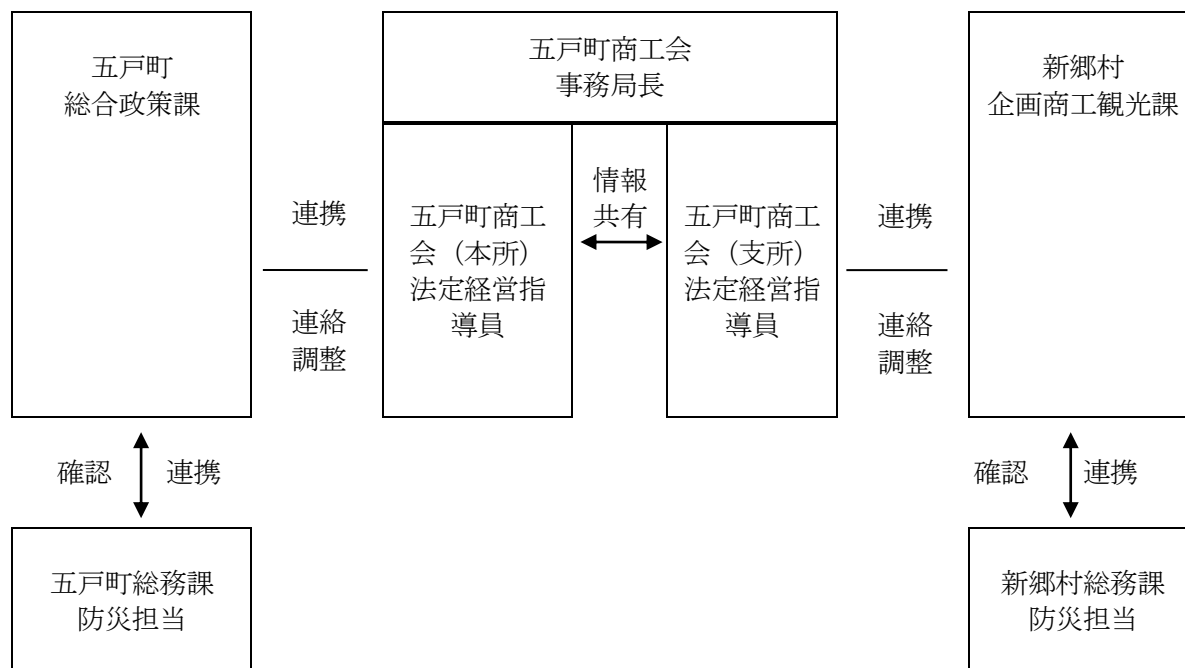
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 4 月現在)

(1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に関する実施体制**

①当該指導員の氏名、連絡先

経営指導員 (本所) 山本 和男 ・ 寅谷 正章

(支所) 佐藤 春美

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年 1 回以上)

(3) **商工会／関係市町村連絡先**

①商工会

五戸町商工会

【本所】

〒039-1548 青森県三戸郡五戸町字新町 2 4 - 1

TEL : 0178-62-3151 / FAX : 0178-62-4877

E-mail : syokokai@hi-net.ne.jp

【新郷支所】

〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前 1 0

TEL : 0178-78-2114 / FAX:0178-78-3077

E-mail : syokokai@hi-net.ne.jp

②関係市町村

五戸町役場 総合政策課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 2 1 - 1

TEL : 0178-62-2111 / FAX : 0178-62-6317

E-mail : sougouseisaku@town.gonohe.aomori.jp

新郷村役場 企画商工観光課

〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前 1 0

TEL : 0178-78-2111 / FAX:0178-78-2118

E-mail : kikaku@vill.shingo.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
・ 専門家派遣費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ チラシ等作成費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・ 防災、感染症対策費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、青森県補助金、事業収入等

(参考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。